

「福島県原子力損害対策協議会」

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求活動 【結果概要】

- **日時** 平成24年4月27日（金）15:00～17:30
- **要望者** 会長代理 村田 文雄（福島県副知事）
副会長 佐藤 正博（福島県町村会長、西郷村長）
副会長代理 但野 忠義（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会副会長）
副会長代理 富塚 宥暲（福島県市長会副会長、田村市長）
福島県原子力損害対策協議会代表者会議構成員6名
- **要望先** 文部科学省、経済産業省、東京電力株式会社、民主党

- **内容** ※ 要望活動順

村田会長代理から、それぞれ要望・要求書を手交し、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求を行った。それぞれの要望・要求先における対応者等の発言概要は以下のとおり。

1 民主党（15:00～15:30 衆議院本館 2階 第15控室）

（対応者：稲見哲男震災対策本部福島県対策室長、江崎孝参議院議員）



【稲見室長（衆議院議員）】

- 要望内容については、復興庁から回答する。
- 財物の賠償基準については、できるだけ早くお示ししたい。
- 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を東京電力が受け入れれば、それが全体に広がり、賠償がどんどん進んでいく。その努力をしている。
- 国も党も決して逃げたり、隠れたりしない。
- 除染は、国が責任を持って実施する。また、個人が実施したものについてもしっかりと賠償する。
- 米の全量検査が可能となる体制をしっかりと整えたい。

2 経済産業省（15：45～16：00 経済産業副大臣室）

（対応者：柳澤経済産業副大臣）



【柳澤副大臣】

- 東京電力や文部科学省の問題ではなく、省庁の枠を超えて、被害に遭われた方々の苦しみを認識し、住民が納得する賠償を行う。
- 賠償だけで終わらず、政策的な支援策と連動させることが重要。
- 少しでも多くの方々に戻っていただき、働いて、元気に過ごしてもらうことが大切。

3 文部科学省（16：15～16：40 文部科学大臣政務官室）

（対応者：神本文部科学大臣政務官）

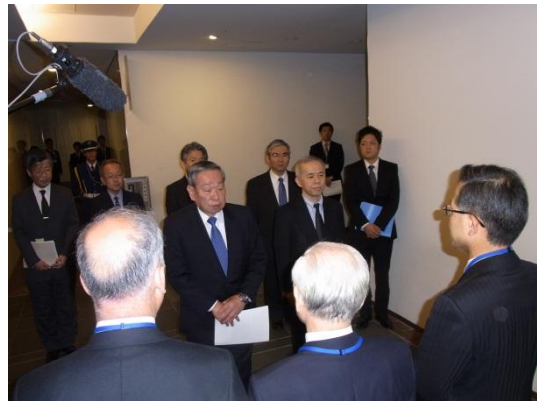


【神本政務官】

- 東京電力には、大臣から誠実さが足りないと指導している。今後も指針に明記されていない損害について、賠償の対象外としないよう指導を継続していく。
- 本年7月までに原子力損害賠償紛争解決センターの支所を県内4か所に設置できるよう進めている。
- 財物についても東京電力において基準を公表する。
- 本日午後6時に原子力損害賠償紛争解決センターから個別事案の和解事例をホームページで公表する予定。

4 東京電力（17：00～17：30 東京電力(株)本店）

（対応者：鼓取締役副社長、廣瀬常務取締役ほか）



【鼓副社長】

- 要求書については、（5月18日まで）誠心誠意回答したい。本当に申し訳ない。今後も誠心誠意対応してまいりたい。